社会保険扶養フローチャート表

年収が106万円
以上ですか？

No → 配偶者の社会保険の扶養に入れます。

YES ↓

以下の5つの条件にあてはまりますか？
あてはまる場合はチェックを入れてください。

1.勤めている会社の厚生年金の加入者が101人以上 □
2.週の所定労働時間が20時間以上 □
3.賃金が月額8.8万円以上（年収で約106万円） □
　※残業・賞与・通勤手当を含まない額です。
4.勤務期間が2か月以上 □
5.学生でない（夜間や定時制は除く） □

※5つのチェック全て該当ならばYES

YES ↓

扶養を外れ、勤め先の社会保険に加入する必要があります。

No →

年収が130万円
以上ですか？

No ↑ 配偶者の社会保険の扶養に入れます。

YES ↓

【原則】配偶者の社会保険の扶養を外れ、国民年金・国民健康保険に加入する必要がある。

↓ ※令和5年10月より

【特例措置】一時的な収入増の場合は**連続2回まで**事業主の証明により引き続き**扶養の認定を受けることが可能**となりました。

例：繁忙期に人手が足りない為、仕事を頼まれた結果年収130万を超えてしまった。
→事業主に一時的なものと証明して貰えば引続き扶養に入れます。

→ YES

→ No